

八戸市医療的ケア児等コーディネーター配置業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 委託件名

八戸市医療的ケア児等コーディネーター配置業務委託

2 目的

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠な児童（重症心身障害児を含む）（以下「医療的ケア児等」という。）とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより地域において安心して生活できる体制を整備するため、八戸市医療的ケア児等コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。

3 業務概要

(1)内容

別紙1「医療的ケア児等コーディネーター配置業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2)委託期間

令和5年11月1日(水)から令和6年3月31日(日)まで

(3)見積上限額

年額2,006,250円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

4 参加資格

当プロポーザルに参加するための資格は次のとおりであり、参加を希望する場合はそのすべてを満たさなければならない。

(1)医療的ケア児等コーディネーター配置業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であること。

(2)八戸市において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を受けている法人であること。

(3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4)民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがない者であること。

(5)国税及び地方税を滞納していない者であること。

(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団又は同法同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

5 事業者選定までのスケジュール（予定）

内容	日程等
公募開始 実施要領等をホームページに掲載	令和5年8月18日(金)
質問書の提出（受付）	令和5年8月18日(金)～25日(金)
質問に対する回答	市ホームページに随時掲載 ※令和5年9月1日(金)までに全ての質問に対して回答
参加申込書の提出期限	令和5年9月8日(金)午後5時まで
応募書類の提出期限	令和5年9月22日(金)午後5時まで
選定結果通知・公表	令和5年10月6日(金)

6 質問書の受付及び回答

八戸市ホームページに掲載している「質問書」（様式第1号）をダウンロードし、電子メールで下記アドレスに送付することにより受付する。

なお、回答は質問書の提出者に対し、令和5年9月1日(金)までに電子メールで回答するとともに、八戸市ホームページに掲載することとする。

また、電話での回答は行わないものとし、質問書を提出した事業者名は非公表とする。

【Eメールアドレス】 shogaif@city.hachinohe.aomori.jp

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、八戸市ホームページに掲載している「参加申込書」（様式第2号）をダウンロードし、令和5年9月8日(金)までに提出すること。

(1) 提出書類

様式第2号：参加申込書

(2) 提出期限

令和5年9月8日(金)午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

1部提出すること。

(4) 提出方法

電子メール、郵送、又は持参により提出すること。

※電子メール、郵送の場合は、提出後に必ず下記提出先に確認の電話連絡をすること。

(5) 提出先

八戸市福祉部障がい福祉課（4ページ目の「13 担当部署（問合せ先）」参照）に提出すること。

8 応募書類の提出

応募書類を提出する事業者は、次に掲げる書類を作成し、提出期限までに提出すること。

(1) 応募書類

- ① 様式第3号：応募申込書
- ② 様式第4号：誓約書
- ③ 様式第5号：法人概要及び法人実績
- ④ 様式第6号：コーディネーター配置業務に関する事項
- ⑤ 様式第7号：見積書
- ⑥ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可。参加申込日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 法人の定款又は寄附行為等（写し可。最新のもの）
- ⑧ 納税証明書（写し可。参加申込日前3か月以内に発行されたもの）
国税：様式その3の3
市税：市税の滞納がないことの証明
※納税義務のない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年9月22日(金)午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

正本1部、副本4部の計5部を提出すること。

(4) 提出方法

持参又は配達証明付書留郵便による郵送により提出すること。

(5) 提出先

八戸市福祉部障がい福祉課（4ページ目の「13 担当部署（問合せ先）」参照）に提出すること。

(6) その他留意事項

- ① 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- ② 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。
- ③ 提出された書類は、返却しない。
- ④ 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑤ 提出書類は、当事業の事業者の選定に用いるほか、当該事業の実施の資料としてのみ取扱う。

9 参加辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第8号）を提出すること。

なお、応募書類の提出期限（令和5年9月22日(金)）を経過しても応募書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなすこととする。

10 選考方法

提出された応募書類等の内容について、医療的ケア児等コーディネーター配置業務委託事業者選定委員会の選定委員が、審査基準に基づき、選定委員ごとに書類選考を行い、評価点数が最高点の事業者を契約の相手方の候補者として決定する。ただし、得点率が5割未満の場合は選定しないものとする。

また、本プロポーザルに参加する事業者が1者のみであった場合においても、審査を実施するものとする。

11 選考結果の発表及び公表

選考結果は、全ての参加事業者に対して書面により通知する。また、選考結果の概要を八戸市ホームページに掲載することとする。なお、選考結果に関する質問には一切応じない。

12 契約手続

選考された受託候補者と委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と協議をした結果、選定事業者が辞退した場合又は協議が不調となった場合は、次点の事業者を新たな受託候補者として協議を行う。

13 担当部署（問合せ先）

八戸市福祉部障がい福祉課 自立支援グループ （担当：藤丸・町井）

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館2階）

電話 0178-43-9343（直通）

FAX 0178-22-4810

Eメールアドレス shogaif@city.hachinohe.aomori.jp